

関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文目次

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）	3

改 正 案	現 行
<p>（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）</p> <p>第六十一条 法第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定又は日</p>	<p>（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）</p> <p>第六十一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第六項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定又は経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定をい</p>

<p>2 8 (省 略)</p>	<p>本^レ国とインド共和国との間の包括的経済連携協定をいう。以下この号において同じ。()における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類 イ及びロ (省 略)</p>
<p>2 8 同 上</p>	<p>う。以下この号において同じ。()における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類 イ及びロ 同 上</p>

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（経済連携協定）</p> <p>第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一～十一（省略）</p> <p>十二 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p> <p>第二十五条（省略）</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一～三（省略）</p> <p>四 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三八号、第一三四号、第八五号、第七八号、第一三号、第一一二号、第一一九号又は第二二号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）</p> <p>五（省略）</p> <p>3（省略）</p>	<p>（経済連携協定）</p> <p>第十九条の二 同上</p> <p>一～十一 同上</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）</p> <p>第二十五条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一～三 同上</p> <p>四 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号又は第十一号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三八号、第一三四号、第八五号、第七八号、第一三号、第一一二号又は第一一九号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）</p> <p>五 同上</p> <p>3 同上</p>